

※別添資料は、高松空港株式会社から高松経済記者クラブにも提供しております。

令和8年9月8日（火）
空港振興課 担当：合田・塩野
内線：3505・3567／ダイヤル：087-832-3363

高松－高雄線 定期チャーター便 就航記念セレモニーの開催について

高松空港株式会社から、「高松－高雄線 定期チャーター便 就航記念セレモニー」の開催について、別添資料のとおり発表がありましたので、お知らせします。

【お問合せ先】

高松空港株式会社 空港営業1部 秋田・藤田
電話：087-814-3657

高松－高雄線 定期チャーター便 就航記念セレモニーの開催について ＜9 月 17 日（木）開催＞

チャイナ エアラインが運航する高松－高雄線の定期チャーター便就航を記念して、下記のとおりセレモニーを開催します。

開催概要

到着：CI7760 便 10 時 30 分
出発：CI7761 便 11 時 50 分
※出発便は旅客無し（回送）

◆日 時：2026 年 9 月 17 日（木）11 時 00 分～11 時 30 分

◆場 所：高松空港旅客ターミナルビル 2 階国際線出発ロビー

◆内 容：○主催者挨拶 チャイナ エアライン 日本支社 支社長
高松空港株式会社 代表取締役社長
○来賓挨拶 台北駐大阪経済文化弁事処 課長（処長代理）
香川県知事
○くす玉開披

◆来 賓：台北駐大阪経済文化弁事処 課長（処長代理）、香川県知事、高松市長、
台湾観光署台湾観光協会大阪事務所 副所長（所長代理）、（公社）香川県観光協会 会長 ほか

◆主 催：チャイナ エアライン、高松空港株式会社

※セレモニー終了後、香川県知事、高松市長、チャイナ エアライン日本支社長、高松空港株式会社代表取締役社長への囲み取材を予定。

◆その他：

- ・台湾人観光客の歓迎として、初便（CI7760 便）到着後、1 階国際線到着ロビーにて、（公社）香川県観光協会、高松市、高松空港㈱より記念品を手渡します。（うどん県 PR 団ヤドンもお出迎えに参加します。）
- ・初便の到着、出発撮影のために、3 階送迎デッキ西側国際線施錠エリアを開放します。
開放時間（予定）：10 時 00 分～12 時 00 分（早着・遅延等があれば時間変更あり）
- ・セレモニーの進行と、到着ロビーで実施する台湾人観光客の歓迎行事が同時進行となる見込みです。あらかじめご了承ください。

《取材に当たってのお願い》

- ・9 月 14 日（月）正午までに別紙にご記入のうえ、E メール にてご返信ください。
- ・取材受付は当日 10 時 40 分から 10 時 50 分までで、高松空港旅客ターミナルビル 2 階国際線出発ロビーエレベーター出入口付近で行います。なお、受付でお名刺をいただきますこと及び自社腕章等をご着用のうえ取材いただくことをご了承ください。

【お申込み・お問い合わせ先】

高松空港株式会社空港営業 1 部 秋田・藤田
電話：087-814-3657



取材・撮影許可申請書

高松空港株式会社 宛

TEL: 087-814-3472

Email: tak_media@takamatsu-airport.com

担当: 営業推進G 秋田・藤田
提出締切: 2026年9月14日(月) 正午
提出先: 上記Emailへご送付ください。

申請日 2026 年 9 月 日

[申請者] 会社名: _____
所在地: _____
氏名: _____
TEL: _____
E-mail: _____

高松空港取材・撮影規程第5条第2項に基づき、下記のとおり高松空港内での撮影・取材(以下「撮影等」という。)を申請します。なお、撮影等にあたっては、高松空港取材・撮影規程及び貴社の指示に従い、撮影等に伴う物的・人的損害に対しては、その責任の一切を負います。

1. 日時 2026 年 9 月 17 日(木) 時 分 から 時 分 まで

2. 目的 ☐ 報道取材・撮影等についての申請
☐ 番組企画取材、商用目的の撮影、その他撮影等の申請

内容	高松-高雄線 就航記念セレモニー		
番組・媒体名			
放送/掲載予定日	2026 年	月	日

3. 場所 ☐ 旅客ターミナルビル (☐ 館内 ☐ 館外)
☐ 屋上展望デッキ
☐ 駐車場
☐ その他 ()

※撮影対象の旅客者、航空会社及び店舗等については、撮影申込者様にて撮影許可の取得をお願い致します。また、受託手荷物の検査機器の撮影は不可です。

4. 現場責任者	氏名	
	所属会社	
	連絡先	

5. 撮影人数 計 _____ 名 ※出演者・スタッフ含む総人数をお知らせください

6. 撮影機材 _____

7. ロケハン ☐ 有 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) ☐ 無

8. 添付書類 ☐ 企画書 ☐ その他 ()

9. その他連絡事項 _____

※上記申請内容に変更があった場合は、必ずご連絡をお願い致します

※申請にあたっては、高松空港取材・撮影規定及び注意事項を必ずお読みください

【高松空港株式会社 使用欄】

受付日		受付者	
連絡是非	☐ 警備会社 ☐ インフォメーション		
撮影可否	可 / 否: 理由 ()		

■撮影許可証の貸与■

受付日		受付時間	:
撮影人数	人	返却時間	:
受領者			

取材・撮影に係る注意事項

1. 申し込み

高松空港内で取材・撮影等をする場合は、事前に高松空港HP「各種申請書のダウンロード」から申請書をダウンロードし、**原則取材・撮影日の5営業日前**までに、下記までご提出ください。

また、取材・撮影許可申請にあたっては、「高松空港取材・撮影規程」の内容を必ずご確認ください。

高松空港株式会社（6:00～22:00） TEL：087-814-3472 FAX：087-814-3481 MAIL： tak_media@takamatsu-airport.com
--

2. 取材・撮影場所について

- ・撮影可能エリアは、原則として一般来港者（送迎者、見学者等）が立ち入り可能な区域とします。
- ・保安検査場以降の区域については、特別な場合を除き撮影できません。
- ・保安検査機器は撮影禁止です。
- ・航空会社カウンター、店舗、公的機関が管理している設備又は場所の撮影等（飛行機の機体が映り込む場合も含む）を行う場合には、事前に各管理者の承諾を得て撮影等を行ってください。
- ・会社または各管理者から撮影等に関する指示があった場合は、その指示に従ってください。

3. 遵守事項

- ・旅客の動線を妨げないようにしてください。
- ・旅客動線と交わる場合、大型機材の利用はお断りいたします
- ・取材、撮影等の際は、腕章または撮影許可証を必ず携行してください。
- ・以下の項目に該当する場合、撮影中であっても中止して頂きますので予めご了承願います。
①お申込み内容と異なる場合 ②公序良俗に反する場合 ③その他、弊社において不適切と認めた場合
- ・ご利用や撮影に関することは、弊社の指示に従ってください。
- ・お持込み品の盗難、紛失、破損による被害について、当社は一切の責任は負いません。
- ・撮影申込者様と旅客者、若しくは第三者との間にトラブルが発生した場合は、撮影申込者様にてご対応願います。
- ・高松空港(株)にて、撮影した写真・動画等を確認させて頂く場合がございますので予めご了承願います。
- ・撮影時、事前に各社に撮影許可を得ていない旅客者、店舗及び航空会社（チェックインカウンター等を含む）は撮影しないようお願い致します。

4. 撮影料金

空港内での報道目的以外の映画、テレビ・写真等の撮影を行う場合は撮影料金をお支払い頂きます。

基本料金	10,000円/日	平日9:00～17:00
撮影人数料金	1,000円/日	撮影に関与する人数1人当たり
立会料金	20,000円/人	空港職員の立会が必要な場合
	2,000円/時	時間外追加料金

※基本料金、空港施設等使用料には、消費税及び地方消費税は含みません。

※撮影人数は、当日の全ての参加者（出演者、カメラマン、スタッフ、エキストラ等）を指します。

※撮影時間については、原則 平日9:00～17:00の間でお願い致します。